

平成25年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

教育委員会

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
スポーツ健康課	国体主会場選定調査検討業務委託	国体主会場選定のための各種調査および検討業務の委託	平成25年7月22日	株式会社地域計画建築研究所	6,300,000	本業務は、国体主会場の選定のため各候補地の比較検討資料を作成するものであり、多数の集客を伴う施設の立地に関する情報収集、分析能力などの専門的技術力およびその経験・蓄積の有無を評価するには競争入札は適しないことから、公募型プロポーザルによりその執行能力を審査し、契約の相手方を選定したため。	2号	4
文化財保護課	埋蔵文化財(岡遺跡)発掘調査業務	埋蔵文化財(岡遺跡)発掘調査委託	平成25年7月22日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	8,762,250	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県教委にはその体制がない。経験等要件を満たす機関として県下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会以外存在しないため	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(金森西遺跡その2)整理調査業務	埋蔵文化財(金森西遺跡その2)整理調査委託	平成25年9月6日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	8,683,500	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県教委にはその体制がない。経験等要件を満たす機関として県下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会以外存在しないため	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(横江遺跡その2)整理調査業務	埋蔵文化財(横江遺跡その2)整理調査委託	平成25年9月9日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	18,078,900	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県教委にはその体制がない。経験等要件を満たす機関として県下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会以外存在しないため	2号	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財(吉身西遺跡)発掘調査業務	埋蔵文化財(吉身西遺跡)発掘調査委託	平成25年9月2日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	24,146,850	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県教委にはその体制がない。経験等要件を満たす機関として県下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会以外存在しないため	2号	3イ